

北欧諸国における社会保障費の歩み

—1948—64 年—

小 沼 正

本誌創刊号（昭和40年6月）に「北欧諸国における社会保障費10年の歩み」として資料紹介を行ったのであるが、その紹介資料である「北欧諸国の社会保障統計」“Social Welfare Statistics of the Northern Countries”は引きつづいて編集されており、昭和40年に11号として1962会計年度分が刊行され、本年（ただし原語版は昨年）に入り64年度分英文版が刊行されたので、主要な統計表について前回紹介分に接続させて掲げておこう。資料そのものも興味があるのであるが、単にそれだけでなくわが国関係資料作成に当って示唆を得るところが多いと考えられる。

この紹介資料の取扱っている範囲、統計作成上の約束事項、利用上の注意事項などの詳細については、前回の資料紹介を参照されたい。なお以下の統計表の類は、とくにことわらないかぎり、前掲の紹介資料によったものである。

I 関連する各種の指標

ここでは、1. 基礎的事項、2. 医療および保健衛生、3. 労働災害、4. 失業、5. 老齢、身障者などの年金その他、6. 家庭および児童、7. 公的扶助、と紹介資料の社会保障費大項目分類にほぼ従って分類して掲げることとしよう。

1. 基礎的事項（表1および表2）

表1は人口の年齢階級別構成割合である。いずれの国においても65歳以上人口の割合は増加の傾向をつづけており、いわゆる人口の老齢化現象を示している。これに対して0—14歳人口の割合は逆に減少傾向をつづけている。その結果15—64歳のいわゆる生産年齢人口の割合はデンマーク、ノルウェー、スウェーデンのようにすでにほぼ固定化して横這い傾向で進んでいる国と、フィンランドのようにまだ増加傾向を示している国とがある。日本もフィンランドと同様の傾向を示しているが、やがて日本にもフィンランドとともに前記3国の年齢構成に近づく日がくるものとみてよいであろう。

表1 年齢階級別にみた人口の構成割合

	デン マ ー ク	フィン ランド	ノル ウ ェ ー	スウェ ー デン	日 本
1950					
0—14歳	26.3	30.1	24.4	23.3	35.4
15—64	64.6	63.3	66.0	66.4	59.7
65—	9.1	6.6	9.6	10.3	4.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1960					
0—14歳	25.2	30.1	25.8	21.9	30.1
15—64	64.2	62.3	63.2	66.2	64.2
65—	10.6	7.6	11.0	11.9	5.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1964					
0—14歳	23.2	27.1	24.9	21.1	26.3
15—64	63.6	65.0	63.3	66.2	67.5
65—	13.2	7.9	11.8	12.7	6.2
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注 フィンランド1960の65—階級の7.6に不詳0.1を含む。フィンランドおよびスウェーデン1964は1963である。

資料 Demographic Yearbook of United Nations 1953, 1963, 1965.

表2 典型事例における収入および税額(1964)

	デン マ ー ク (クローネ)	フィン ランド (マルク)	ノル ウ ェ ー (クローネ)	スウェ ー デン (クローネ)
収 入(1)				
時間当り収入	10.51 時間	4.00 時間	9.95 時間	10.16 時間
年間稼働時間(完全就労)	2,141	2,098	2,138	2,050
年 収 入	22,502	8,392	21,273	20,830
年収入と子供2人に対する一般児童手当との計	23,462	8,793	21,673	22,080
税 額(2)				
直接税（および社会保険 拠出）				
単 身 者	5,103	1,785	5,971	6,483
夫 婦	4,196	1,501	5,249	4,708
夫婦および子供2人	4,196	1,228	3,854	4,780
税額差引の収入(1)−(2)				
単 身 者	17,528	6,607	15,302	14,347
夫 婦	18,435	6,891	16,024	16,050
夫婦および子供2人	19,375	7,565	17,819	17,300

注 各国首都における事例である。

表2は典型事例における収入および税額である。社会保障の給付水準を決定するものは、その coverage すなわち対象範囲がどの広さにまで至っているか、その給付の程度がどの高さにまで及んでいるかであるが、この項の各種の指標も、この2種の観点から実態を明らかにするような資料がつとめて選ばれている。この表はその程度について比較の根拠とする収入についてのものである。

各国首都における主として金属工業労働者の平均賃金を示しており、この場合の賃金とは基本賃金のほかに各種の手当、加給をも含んでいる。後述の各種年金額の収入に対する割合を算出するための基礎資料として掲げられたものであり、円価換算を行ってみると、年収入は、デンマーク 117.28 万円、フィンランド 94.41 万円、ノルウェー 107.22 万円、スウェーデン 144.96 万円であり、夫婦および子供2人の税額差引の収入は、デンマーク 100.98 万円、フィンランド 85.11 万円、ノルウェー 89.81 万円、スウェーデン 120.39 万円である。

2. 医療および保健衛生（表3、表4、表5および表6）

表3は医療関係者の1人当り人口の表である。日本の1964年の数は、医師1人当り人口896、看護婦1人当り

表3 医療関係者数 (単位 人)

	デン マ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン
医師1人当り人口				
1952	944	1,924	1,056	1,370
54	898	1,826	917	1,332
56	864	1,758	937	1,250
58	817	1,691	917	1,130
60	814	1,573	885	1,050
62	779	1,536	858	990
64	745	1,430	811	987
看護婦1人当り人口				
1952	435	681	435	511
54	326	587	356	468
56	305	543	378	418
58	277	474	375	382
60	281	434	358	340
62	264	393	335	336
64	253	367	341	336
歯科医師1人当り人口				
1952	2,627	2,941	1,815	1,887
54	2,350	2,780	1,762	1,750
56	2,300	2,723	1,750	1,630
58	2,364	2,582	1,550	1,550
60	2,267	2,462	1,495	1,470
62	1,816	2,369	1,423	1,400
64	1,700	2,198	1,349	1,310

人口395、歯科医師1人当り人口2,762であって、とくに医師の1人当り人口は北欧諸国すべてに必ずしも遜色を示しているわけではない。

表4は人口10万当り病床数である。日本の1964年の数は、人口10万当り一般病床数673、結核病床数63、精神病床数121であって、とくに精神病床数の過少が目立っている。

表5は医療保険加入者数の割合である。フィンランドが64年から一躍100%に達したこと、デンマークが60

表4 病床数 (単位 床)

	デン マ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン
人口10万当り一般 病床数				
1952	550	341	496	512
54	542	339	508	704
56	546	337	526	720
58	571	348	539	750
60	557	369	554	766
62	612	397	585	747
64	593	427	672	835
	84%	91%	87%	79%
人口10万当り結核 病床数				
1952	95	153	132	114
54	91	151	122	101
56	78	149	113	97
58	65	144	91	88
60	48	143	75	78
62	42	134	56	64
64	32	125	42	57
	75%	78%	81%	55%
人口10万当り精神 病床数				
1952	249	239	195	432
54	234	235	195	407
56	231	252	194	420
58	236	296	205	433
60	252	360	201	458
62	228	403	215	382
64	245	405	220	474
	99%	97%	102%	94%

注 %は1964年病床利用割合である。

表5 医療保険加入者数割合 (単位 %)

	デン マ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン
成人人口における 加入成人数の割合				
1952	75.3	4.5	84.7	60.6
54	76.2	4.6	90.0	57.4
56	88.4	5.2	100.0	99.1
58	88.8	5.3	100.0	99.1
60	89.4	5.7	100.0	99.4
62	94.9	5.9	100.0	99.3
64	95.7	100.0	100.0	100.0

年をこえて90%を上回ったことなどが目につく。デンマークにおいては60年改正で全国民が拠出することとなった。フィンランドにおいては63年成立の健康保険法によって64年9月1日からはじめて全国民がカバーされることとなった。しかしつぎのように漸をもって実施することとなっている。

フィンランドの給付内容を65年について述べると、給付には、(1)医療費および妊娠、出産費の補償、(2)稼働不能による傷病現金手当と出産の際の現金手当との支給、とがある。ともに一部補償の原則が適用される。医療費については疾病の始終の期間にわたって補償され、疾病転帰の後の稼働不能の場合には、国民年金法による身体障害年金が給付される。医療費はつぎのとおり弁償される。(1)医師による医療費は67年1月1日から補償されるが、その価格の60%を原則とする。(2)試験およびレントゲン撮影費。(3)薬価は原則的に価格の50%とする。(4)移送費。ただし入院費は補償されない。それは国および地方公共団体が公的病院の費用の80%をすでに支弁しているからである。

表6は傷病手当受給資格者数と傷病手当額の収入に対する割合である。医療保険加入者における傷病手当受給資格者数の割合は、フィンランド、スウェーデンにおいて80—90%と高いのであるが、ノルウェーは45%であり、デンマークにいたってはわずかに3%前後にすぎない。傷病手当額の収入に対する割合を日額でみると、フィンランド、スウェーデンにおいてはほぼ50%をこえる高額であるが、デンマーク、ノルウェーにおいては30

表6 傷病手当受給資格者数と傷病手当の割合(単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
医療保険加入者(妻および子供を含む)における傷病手当受給資格者数の割合				
1962	3.5	99.4	44.7	80.3
64	2.5	88.6	44.8	78.7
傷病手当金の収入に対する割合(日額による)				
単身者 1962	25	58	33	55
64	24	57	33	51
夫婦 1962	33	55	36	50
64	31	63	36	45
夫婦と子供2人				
1962	36	56	40	55
64	34	67	39	52

注 日額収入は年収入をデンマーク、ノルウェーでは300日、フィンランドでは350日、スウェーデンでは365日で除したものである。

傷病手当の割合計算には、デンマークでは傷病手当が課税収入であるため、年収入として表2の収入を、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンはそうでないため収入として税額差引の収入を用いた。

%前後でやや低くなっている。

3. 労働災害(表7)

表7は労働災害保険による傷害年金の年収入に対する割合である。労働災害保険による傷病年金の額は、後にみる失業保険給付、老齢年金、さきにみた医療保険による傷病手当などに比して、年収入に対する割合が最も高くなっていることが注目される。

4. 失業(表8)

表8は失業保険加入者の数と給付額の年収入に対する

表7 労働災害保険年金の割合(単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
傷害年金の年収入に対する割合				
単身者 1960	50	66	52	74
62	58	81	45	64
64	42	84	56	57
夫婦 1960	63	75	52	78
62	61	88	45	67
64	56	92	56	61
(寡婦年金) (64)	(18)	(37)	(38)	(42)
夫婦と子供2人				
1960	75	88	61	91
62	80	98	54	79
64	72	97	64	79
(寡婦および孤児年金) (64)	(32)	(73)	(45)	(71)

注 傷害年金の割合計算は、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンでは傷病年金が課税収入であるため、年収入は表2の収入を、フィンランドではそうでないため、収入は税額差引の収入を用いた。

表8 失業保険被保険者数と給付額の割合(単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
被用者総数における被保険者数の割合				
1960	約47	21	80	48
62	49	29	80	51
64	51	30	79	52
保険給付額の収入に対する割合(日額による)				
単身者 1960	22	15	37	50
62	24	26	33	45
64	26	29	33	60
夫婦 1960	44	20	40	50
62	44	26	36	45
64	40	28	36	54
夫婦と子供2人				
1960	52	23	44	63
62	49	38	40	49
64	48	39	39	57

注 日額収入は、年収入を300日で除したものである。

給付額の割合計算は、デンマークでは給付額が課税収入であるため年収入として表2の収入を、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンではそうでないため、年収入として税額差引の収入を用いた。

割合である。被保険者数の被用者総数に対する割合は、ノルウェーを除いてはそれほど高くはなっていない。

5. 老齢、身障者などの年金その他（表9、表10、表11、表12、表13、表14および表15）

表9は老齢年金受給者数の該当人口に対する割合である。その割合がいずれの国においても高いことに注目すべきであろう。老齢年金について最低基本年金制度を実施して以来とくに該当年齢のはば全国民をカバーすることとなったのであるが、日本との成熟度の相違が明らかに表われている。日本において65年についてみると、65歳以上では28%にすぎない。もっとも年金額のきわめて低い福祉年金受給者を加えると75%とかなり高くなっている。

表10は年額による老齢年金額である。円価換算をして64年の夫婦ともに年金受給者についてみると、最低基本年金ではデンマーク8.76万円、フィンランド10.53万円、ノルウェー28.55万円、スウェーデン41.89万円

表9 老齢年金の受給者数割合 (単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
65歳以上人口における年金受給者の割合				
1952	59	79	53	—
54	59	87	54	88
56	61	91	54	88
58	80	100	57	91
60	88	100	67	89
62	87	100	..	89
64	78	100	..	90
67歳以上人口における年金受給者の割合				
1952	—	—	60	100
54	—	85	60	100
56	—	89	61	100
58	85	100	63	100
60	97	100	76	100
62	97	100	..	100
64	98	100	..	100
70歳以上人口における年金受給者の割合				
1952	80	85	75	100
54	68	80	75	100
56	69	86	76	100
58	86	100	78	100
60	98	100	100	100
62	99	100	100	100
64	99	100	100	100

注 デンマークは1965年3月31日、フィンランドおよびノルウェーは1964年12月31日、スウェーデンは1965年1月1日、のそれぞれの月日現在である。

—は計数のない場合、..は計数不明の場合、以下の表においても同じ。

表10 老齢年金額(年額)

	デンマーク (クローネ)	フィンランド (マルク)	ノルウェー (クローネ)	スウェーデン (クローネ)
最低基本年金				
夫婦ともに年金受給者				
1962	1,380	768	5,028	4,510
64	1,680	936	5,664	6,020
夫または妻が年金受給者				
1962	924	384	3,348	2,850
64	1,116	468	3,780	3,850
単身者				
1962	924	384	3,348	2,850
64	1,116	468	3,780	2,850
児童加算(特殊児童手当)				
1962	—	—	900	1,000
64	—	—	900	1,250
最高年金(市町村における)				
夫婦ともに年金受給者				
1960	5,668	1,928	5,676	6,636
62	6,594	2,448	7,212	6,796
64	7,656	3,000	8,064	8,420
夫または妻が年金受給者				
1960	4,389	1,140	3,528	4,342
62	5,042	1,440	4,548	4,442
64	5,796	1,752	5,100	6,250
単身者				
1960	3,771	1,140	3,528	4,875
62	4,376	1,440	4,548	4,975
64	5,064	1,752	5,100	6,250
児童加算(特殊児童手当)				
1960	990	84または120	744	1,000
62	1,176	108〃168	1,044	1,000
64	1,356	132〃216	1,044	1,250
最低年金(補足年金を含む) (市町村における)				
夫婦ともに年金受給者				
1960	5,092	1,656	3,492	4,350
62	6,402	2,040	5,208	4,660
64	7,656	2,472	5,832	6,220
夫または妻が年金受給者				
1960	3,975	948	2,328	2,750
62	4,910	1,176	3,468	2,950
64	5,796	1,428	3,864	4,000
単身者				
1960	3,417	948	2,328	2,750
62	4,256	1,176	3,468	2,950
64	5,064	1,428	3,864	4,000
児童加算(特殊児童手当)				
1960	738	60または96	600	1,000
62	948	72〃120	936	1,000
64	1,356	96〃168	960	1,250

となっており、最高年金ではデンマーク39.90万円、フィンランド33.75万円、ノルウェー40.64万円、スウェーデン58.59万円となっている。もう一つ注意すべきは生計費指数にスライドさせて年金額が毎年増額されてい

っていることである。67年の夫婦ともに年金受給者の最高年金をみると、デンマーク9,348クローネ、フィンランド3,576マルク、ノルウェー10,740クローネ、スウェーデン11,570クローネと大幅に増額されている。

表11は老齢年金の年収入に対する割合である。夫婦ともに年金受給者の場合は年収入の40—50%であり、単身者の場合はその割合は若干低くなっている。表13、表15などを参照して各種年金の年収入に対する割合をみると、いずれの国においても労災年金の割合が最も高い。そのほかの年金についてみると、デンマークでは夫婦のみで老齢、失業はほぼ等しく身障はやや低く、夫婦と子供2人で身障はやや高く、失業と寡婦とがほぼ等しくなっている。フィンランドでは夫婦のみで老齢が最も高く、失業、身障は大差がなく、夫婦と子供2人で失業は身障よりやや高くなっている。ノルウェーでは夫婦のみで老齢が最も高く、ついで身障より失業がやや高く、夫婦と子供2人で身障と失業とはほとんど差がないといっている。スウェーデンでは夫婦のみで老齢と失業とはほぼ等しく、身障は低く、夫婦と子供2人で失業、身障、寡婦はいずれもほぼ等しくなっている。ともかく概していえば、労災が最も高く、ついで老齢年金、その他の各種年金の順であるといっているようである。

表12は老人施設収容者数と定員数との人口割合である。これによって老人施設の普及割合がよくわかるのであるが、このほかに老人年金アパートがあることを念頭に置かねばならない。

表14は高齢者および身障者に対するホームヘルパーの普及状況である。53頁の表19の有子世帯に対するホームヘルパーの普及状況と合せてみるべきであろう。

表 11 老齢年金の割合 (単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
老齢年金の年収入に対する割合				
単身者 1960	31	24	29	43
62	29	25	34	37
64	29	27	33	44
夫または妻が年金受給者				
1960	35	23	28	35
62	32	24	32	30
64	32	25	32	39
夫婦ともに年金受給者				
1960	45	40	39	53
62	42	41	51	46
64	40	40	50	52

注 最高年金(市町村における)をとり、年金受給者は他に収入が無いという想定である。典型事例として表2の税額差引の収入を用いている。

表 12 老人施設収容者数の割合 (単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
養護老人ホーム				
70歳以上人口における収容者数の割合				
1962	6.7	..	8.6	6.3
64	..	..	8.7	7.3
特別養護老人ホーム				
70歳以上人口における収容者数の割合				
1962	2.4	..	0.8	0.8
64	..	..	0.9	0.9
養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム				
70歳以上人口に対する収容定員数の割合				
1962	9.6	..	9.4	7.4
64	..	..	9.6	8.4

注 デンマークは1962年。

表 13 身障年金の割合 (単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
身障年金の年収入に対する割合				
単身者 1960	35	24	29	53
62	34	25	34	37
64	34	27	33	44
夫婦 1960	40	23	28	35
62	37	24	32	30
64	36	25	32	39
夫婦と子供2人				
1960	55	29	25	54
62	55	31	42	48
64	53	32	40	59

注 年金受給者は他に収入がないという想定である。典型事例として表2の税額差引の収入を用いている。

表 14 高齢者および身障者に対するホームヘルパーの割合 (単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
高齢者および身障者総数における被援護者の割合				
1964	..	2.0	..	13.6

注 デンマークは1962年。

6. 家庭および児童(表16、表17、表18、表19、表20および表21)

表16は児童手当受給者数の割合と児童手当金額である。受給割合は第2子以下に給付しているノルウェーの割合が50%をいささか越しているほかは、ほぼ100%となっている。

一般児童手当の1人当たり平均年金額を64年について円換算してみると、デンマーク2,554万円、フィンラ

表 15 寡婦年金受給者数と寡婦年金の割合(単位 %)

	デンマーク	スウェーデン
67歳以下寡婦における年金受給者数の割合		
1960	16	22
62	19	51
64	31	69
寡婦年金の亡夫年収入に対する割合		
子供のない寡婦 1960	31	39
62	28	27
64	28	39
子供2人の寡婦 1960	46	58
62	43	41
64	48	59

注 デンマーク受給者数の割合は62歳以下である。

表 16 児童手当受給者数の割合と児童手当金額

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
一般児童手当受給者数の16歳未満児童総数における割合				
1960	90%	100%	52%	100%
62	91	100	51	100
64	93	100	52	100
児童手当受給者1人当たり平均金額	クローネ	マルク	クローネ	クローネ
1960	145	144	360	450
62	480	195	360	550
64	490	214	455	700
特殊児童手当1人当たり金額(1960)	821	47	1,431	968
片親または両親を失った児童に対する特殊児童手当(1964)	1,163	187	1,595	1,197
児童1人当たり税額控除額				
1960	202	約35	437	—
62	—	51	500	—
64	—	56	600	—

注 デンマークでは18歳未満。

児童年金はノルウェー、スウェーデンでは資料調査がなく、デンマーク、フィンランドでは資料調査を伴っている。

ンド2.408万円、ノルウェー2.293万円、スウェーデン4.871万円となっている。これを給付規定額でみると、デンマークでは第1子から第4子まで480クローネ(66年から630クローネ)、第5子以下530クローネ(66年から680クローネ)、フィンランドでは、第1子186マルク(64年10月より同額)、第2子214マルク(64年10月より220マルク)、第3子以下252マルク(64年10月より264マルク)、ノルウェーでは前述のとおり第2子から給付されるのであるが、その第1子400クローネ(67年11月より450クローネ)、第2子500クローネ(67年11月より600クローネ)、第3子以下それぞれ100ク

ローネ増し(67年11月より150クローネ増し)、スウェーデンでは各700クローネ(65年1月より900クローネ)となっている。

表17から表21までは児童および母性の保護について

表 17 母子保護の割合(単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
生産手当または出産扶助を受給している母の総出産数における割合				
1960	88	94	94	100
62	..	100	100	100
64	..	100	100	100
出産手当の収入に対する割合				
1960	—	—	37	63
62	—	—	31	54
64	—	41	33	75
受診妊婦数の総数における割合				
1960	約100	96	..	83
62	100	97	..	88
64	100	97	..	..
受診幼児(0—1歳)数の総数における割合				
1960	65	97	..	97
62	68	95	..	98
64	68	96	..	96
受診小児(1—6歳)数の総数における割合				
1960	..	96	..	49
62	..	98	..	48
64	..	99	..	51

注 出産手当割合計算の場合の収入は表2の単身者の税額差引の収入であり、したがって夫の収入を含めていない。

表 18 公的監護を受ける青少年数の割合(単位 %)

	デン マ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン
	1964 新規 数	1965 31. 現在 総数	1964 12. 新規 現在 総数	1964 12. 新規 現在 総数
自宅監護				
21歳未満青少年総数				
1,000人当り数				
1964	1.2	2.4	0.6	0.8
自宅以外				
21歳未満青少年総数				
1,000人当り数				
1964	4.9	6.8	1.7	7.1
内 男	5.5	8.3	1.8	7.8
女	4.3	5.2	1.6	6.4
里 子				
19歳未満青少年総数				
1,000人当り数				
1964	3.7	7.6	2.9	3.1

である。表 19 の有子世帯に対するホームヘルパー、表 20 の有子世帯に対する住居費補助、表 21 の児童および主婦に対する休暇などはまだ日本にみられない制度である。

表 19 有子世帯に対するホームヘルパー割合(単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
有子世帯総数における被 援護世帯数の割合 1964	14	6.1	..	6.7

注: デンマークは 1957—58 年。

表 20 有子世帯に対する住居費補助の割合(単位 %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
有子世帯総数における補 助受給世帯数の割合 1964	11	1.2	..	16
2人以上有子世帯総数に おける補助受給世帯数の 割合	54	59	..	49

表 21 休暇

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
児童に対して 1964				
キャンプ児童数	..	15,596	5,450	27,303
キャンプ1人当たり平均日 数	..	27	約 35	37
交通費受給児童数	..	..	5,450	12,500
主婦に対して 1964				
休暇受給主婦数	—	6,964	約 8,500	14,300
1人当たり平均日数	—	9	約 11	10

7. 公的扶助 (表 22)

表 22 は公的扶助についてである。公的扶助の受給割合が示されているが、社会保障制度が進むにつれ公的扶助の受給割合は減少すべきであるという方向は、必ずしも明らかに表われてはいないようである。

表 22 公的扶助

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
扶助受給有子世帯数		37,560	..	42,620
総有子世帯数における受 給有子世帯数の割合		5.9%	..	4.2%
子のない扶助受給世帯数		11,625	..	17,408
子のない世帯総数におけ る子のない扶助受給世帯 数の割合		5.6	..	1.9
扶助受給単身者数(男)	13,590	22,695	..	37,858
扶助受給単身者数(女)	19,380	28,875	..	32,020
扶助受給人員数(世帯員 を含む)	..	261,040	..	266,783
総人口における扶助受給 人員の割合	..	5.7	..	3.5

II 社会保障費に関する資料

紹介資料で採用している社会保障の範囲については前回の資料紹介においても述べたところであるが、ここでも注意すべき点をまず掲げておこう。

社会保障の範囲として、政府が財政面で関与している制度と、雇用主によっても財政的裏付けがなされておりしかも法制によって定められている諸制度としている。なお社会保障費には給付費のほかに事務費をも含めている。

- (1) 社会保障的な意味が第 2 次的なものとして考えられる施策、たとえば一般世帯に対する住宅建設補助、一般学生に対する奨学金などは含めない。
- (2) 所得再分配をはかるための種々の施策については除いたものが多いのであるが、個人の所得税課税額評価に当たっての児童保障控除額のみは含めている。この税額控除は、現金給付による普通の児童手当と全く同義であると考えられるからである。
- (3) 公衆衛生施策は医療保障の基礎と考えて広く含めているのであるが、上下水道の供給というような形で全地域社会に実施される環境衛生施策までを含んでいるわけではない。
- (4) 公費負担による教育については、他の文化的諸施策と同様に一般的には含めず、ただ学校給食と学童に対する保健施策のみを含めている。また身体障害者の補導訓練施策をも含めている。
- (5) 住宅政策のうちでは、多子世帯に対する家賃補助と、老齢年金と身体障害者年金受給者に対する住宅提供とのみを含めている。
- (6) 公共事業が失業保険給付の代替となっている場合、たとえばフィンランドなどでそうであるが、公共事業のための賃金支出を含めている。
- (7) 傷病時における生計費補助としての傷病手当金は、この給付が一般的な保険制度の一部となっているかぎり、自動的に含まれている。しかし傷病中の被用者に対して賃金として支払うように義務づけられている雇用主の支出は含めていない。
- (8) 医療などにおいて、受給者が自己負担している経費総額を計上することはせず、正規の保険給付のみを含めている。
- (9) とくに老齢保障においてであるが、保険料が一般個人の所得税と同様に特別税として徴収されている場合には、この税収入を被保険者からの保険料と同様に含めている。

(10) 雇用主負担は、法的に義務づけられているものに
かぎり含め、任意的なものや契約的なものは含めな
い。

(11) 私的な救護団体については、その活動に対する公
的援助の経費のみを含めている。

(12) できるだけ純額をとっており、ある場合には、た
とえば受給者の支払う利用料などの収入を粗額から
差引いている。

(13) 可能なかぎり資本投資あるいは施設建設費などを
経費として含めず、施設については経常の運営費の
みを含めるように努めている。

つぎに社会保障費の国際比較を行う場合、最も多く利
用される、というよりも唯一の資料であるといってもよ
いのは ILO の *The Cost of Social Security*¹⁾ である。
この ILO と本稿の紹介資料との間には、社会保障費と
して採用した制度の範囲ならびに項目分類に食い違いが
あるので、この点を明らかにしておこう。

採用している制度の範囲について比較すると、ILO で
含めている公務員に対する年金制度（ただし公務員が一
般制度の適用をうけている場合にはそのかぎりでない）
を本稿紹介資料では含めず、その反面、安全確保と事故
防止のためのサービス、雇用、職業紹介サービス、失業
者のための公共事業、児童についての所得税の控除額な
どを含めており、金額でみると ILO より紹介資料の方
がやや多くなっている。

さらに項目分類について述べると次表のとおりで紹介
資料はいわば事故別分類であり、これに対して ILO は
制度別分類となっている。もっとも ILO は別に事故別
分類をも作成しているが、それは社会保険および類似
制度、家族手当、公衆保健サービスの3制度について
のみであって、総ての制度をつくしているわけではな

紹介資料	ILO
I 医療および保健衛生	I 社会保険および類似制度
II 労働災害	II 家族手当
III 失業	III 公務員、軍人、文官
IV 老齢、身障者などの年金そ の他	IV 公衆保健サービス
V 家庭および児童	V 公的扶助および類似制度
VI 公的扶助	VI 戦争犠牲者援護
VII 戦争犠牲者援護	VII 中央管理費
VIII 中央管理費	
IX 税額控除による児童	

1) 『世界各国における社会保障の費用』として1958—60年分
は翻訳シリーズ No. 1, 1961—63年分は同じく No. 6 とし
て社会保障研究所から邦訳して刊行している。

い。

とくに注意を要するのは両者の公的扶助に関する項目
である。ILO では家族手当のみを独立させて大項目とし
ており、そのために家族手当以外の家庭および児童に関
する項目はすべて公的扶助関係に含めている。公的扶助
の費用割合が社会保障制度の進むにつれて減少するとい
う前提に立って見ようとした場合に、ILO の分類は適当
でないようである。以下に両者の分類項目を掲げておこ
う。

紹介資料の公的扶助	ILO の公的扶助および類似 制度（例として63年のデンマ ーク）
1. 一般公的扶助	1. 母子扶助
2. その他の公的扶助	2. 児童保護
	3. 児童扶養手当および貸付金
	4. 学校給食
	5. 大家族住宅手当
	6. 老人ホームおよび老人アパー ト
	7. 軽度の廃疾者に対するリハビリ テーション
	8. ホームヘルプサービス
	9. その他の支出
	10. 一般の社会扶助

次頁の資料1は人口1人当り社会保障費である。国に
よって人口にかなりの差異があるのでこのような比較方
法がとられている。北欧諸国においては社会保障費は前
回に引きつづいて依然として増加の傾向をたどってい
る。生計費指数によって実質価格に換算し、1948年を
100とした1人当り社会保障費指数は、65年にはフィン
ランド、ノルウェーでは300を越しており、スウェーデ
ン、デンマークにおいても250を越している。すなわち
1人当り社会保障費がこの48—65年の18年間に2.5倍
ないし3倍に達したことを示している。もっとも日本の
ように発足のおくれた場合は、50年を100として63年
すなわち14年間にすでに5.6倍に達している。

57頁の表23は円貨換算による人口1人当り国民所得
および社会保障費である。わが国と北欧諸国との対比を
行うために、あえて各国為替レートによって円貨換算を
した。64年は60年に比し日本の北欧諸国との格差はあ
る程度縮まっているが、いまだしの感が強い。

56頁の資料2は社会保障費の国民所得に対する割合で
ある。やはり概して前回の60年以降も増していつてい
る。J. H. Richardson のいう、経済的に進んでかなり高
い生活水準を持つ国においては、国民所得が増大するに
つれて社会保障に支出される割合は減少するであろうと

資料 1 人口1人当り社会保障費

国名	人口 (7月1日現在) (1,000人)	社会保障費 (100万クローネまたは100万マルク)	人口1人当り社 会保障費 (クローネまたはマ ルク)	生計費指数 (1948=100)	人口1人当り社 会保障費 (1948年価格に換算)	人口1人当り社 会保障費の指数 (1948=100)
デンマーク						
1948	4,190	1,481	353	100	353	100
50	4,271	1,855	434	107	406	115
52	4,334	2,352	542	123	441	125
54	4,408	2,632	597	124	481	136
56	4,466	3,185	713	139	513	145
58	4,516	3,867	856	145	590	167
60	4,581	4,345	948	151	628	178
62	4,647	5,891	1,268	166	764	216
64	4,718	7,094	1,504	177	850	241
65	4,756	8,112	1,706	189	903	256
フィンランド						
1948	3,912	246	63	100	63	100
50	4,009	396	99	123	80	127
52	4,091	607	148	154	96	152
54	4,187	722	172	156	110	175
56	4,281	881	206	169	122	194
58	4,359	1,209	277	201	138	219
60	4,429	1,326	299	210	142	225
62	4,505	1,653	367	224	164	260
64	4,580	2,149	469	259	181	287
65	4,612	2,490	540	271	199	316
ノルウェー						
1948	3,201	808	252	100	252	100
50	3,265	985	302	105	288	114
52	3,327	1,435	431	133	324	129
54	3,395	1,786	526	142	370	147
56	3,462	2,206	637	148	430	171
58	3,525	2,700	766	160	479	190
60	3,585	3,243	905	164	552	219
62	3,639	4,117	1,131	177	639	254
64	3,694	5,219	1,413	192	736	292
65	3,723	5,868	1,576	200	788	313
スウェーデン						
1948	6,883	2,361	343	100	343	100
50	7,017	2,654	378	103	367	107
52	7,125	3,419	480	129	372	108
54	7,213	4,188	580	132	439	128
56	7,315	5,348	731	142	515	150
58	7,409	6,474	874	155	564	164
60	7,480	7,534	1,007	162	622	181
62	7,562	9,214	1,218	174	700	204
64	7,661	12,303	1,606	185	868	253
65	7,734	14,240	1,841	194	949	277

資料 2 社会保障費の国民所得に対する割合

国名	粗国民所得 (100万クローネま たは100万マルク)	純国民所得 (100万クローネま たは100万マルク)	粗国民所得に 対する社会保障費 の割合 (%)	粗国民所得に 対する社会保障費 の割合について の指数 (1948=100)	純国民所得に 対する社会保障費 の割合 (%)	純国民所得に 対する社会保障費 の割合について の指数 (1948=100)
デンマーク						
1948	17,595	15,310	8.4	100	9.7	100
50	21,531	18,783	8.6	102	9.9	102
52	24,913	21,193	9.4	112	11.1	114
54	27,540	23,432	9.6	114	11.2	115
56	30,593	25,786	10.4	124	12.4	128
58	33,954	28,453	11.4	136	13.6	140
60	40,550	34,166	10.7	127	12.7	131
62	50,708	42,447	11.6	138	13.9	143
64	60,180	50,081	11.8	140	14.2	146
65	67,144	55,780	12.1	144	14.5	149
フィンランド						
1948	3,533	3,339	7.0	100	7.4	100
50	4,749	4,453	8.3	119	8.9	120
52	7,132	6,664	8.5	121	9.1	123
54	7,926	7,323	9.1	130	9.9	134
56	9,886	9,041	8.9	127	9.7	131
58	11,464	10,268	10.5	150	11.8	159
60	14,065	12,447	9.4	134	10.7	145
62	16,725	14,823	9.9	141	11.2	151
64	21,095	18,825	10.2	146	11.4	154
65	23,129	20,652	10.8	154	12.1	164
ノルウェー						
1948	13,419	11,263	6.0	100	7.2	100
50	15,567	12,879	6.3	105	7.6	106
52	20,740	16,959	6.9	115	8.5	118
54	22,992	18,600	7.8	130	9.6	133
56	27,486	22,013	8.0	133	10.0	139
58	29,255	22,465	9.2	153	12.0	167
60	33,206	25,429	9.8	163	12.8	178
62	38,525	29,732	10.7	178	13.8	192
64	45,443	35,501	11.5	192	14.7	204
65	50,682	39,601	11.6	193	14.8	206
スウェーデン						
1948	27,833	22,253	8.5	100	10.6	100
50	31,533	25,603	8.4	99	10.4	98
52	42,376	34,423	8.1	95	9.9	93
54	45,983	37,084	9.1	107	11.3	107
56	53,669	42,839	10.0	118	12.5	118
58	60,343	48,099	10.7	126	13.5	127
60	69,740	54,533	10.8	127	13.8	130
62	82,741	63,918	11.1	131	14.4	136
64	99,531	77,084	12.4	145	16.0	151
65	109,607	84,350	13.0	153	16.9	159

いう見通しは、北欧諸国については現段階におけるかぎ この48年から65年までの18年間に7—10% から12—
り妥当しないようである。純国民所得に対する割合は、 17% に上昇しており、65年にはスウェーデンの16.9%

表 23 円貨換算による人口1人当り国民所得および社会保障費(1964)

	日 本	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
円貨換算価格(1クローネまたは1マルクに対して)	—	52.12	112.50	50.40	69.59
人口1人当り国民所得(円)	232,479	553,255	462,404	484,364	700,206
指 数	100.0 (100.0)	238.0 (304.1)	198.9 (228.1)	208.3 (279.3)	301.2 (392.0)
人口1人当り社会保障費(円)	15,572	78,388	52,763	71,215	1,117,165
指 数	100.0 (100.0)	503.4 (595.7)	338.8 (404.5)	457.3 (548.8)	717.7 (843.5)

注 括弧内は60年.

資料 3 社会保障費の項目別割合

国 名	医療および保健衛生 (%)	労働災害 (%)	失 業 (%)	老齢、身 障者など の年金そ の他 (%)	家庭およ び児童 (%)	公的扶助 (%)	戦 争 犠 牲 者 (%)	税額控除 による児 童 (%)	合 計 (括弧内は中 央管理費 (%))
デンマーク									
1950	29.3	2.8	11.9	32.2	13.2	2.7	0.7	5.4	100.0(1.8)
52	28.5	2.6	14.2	31.9	11.8	3.0	0.6	5.7	100.0(1.7)
54	30.2	2.6	10.3	34.1	13.8	2.6	0.5	5.9	100.0
56	30.6	2.3	11.6	34.4	12.7	2.4	0.5	5.5	100.0
58	29.1	1.9	8.4	41.2	11.3	2.4	0.4	5.3	100.0
60	30.0	2.5	4.6	44.2	11.1	1.4	0.5	5.7	100.0
62	33.1	2.0	4.3	42.1	17.2	1.0	0.3	—	100.0
64	34.4	1.8	2.7	44.2	15.8	0.8	0.3	—	100.0
フィンランド									
1950	16.8	3.9	11.4	5.2	35.0	9.4	13.6	4.3	100.0(0.4)
52	17.4	3.9	4.9	10.5	40.0	9.4	9.5	4.1	100.0(0.3)
54	16.7	3.7	11.7	12.0	35.6	9.0	7.7	3.6	100.0
56	19.2	3.7	10.8	14.0	32.1	8.8	8.6	2.8	100.0
58	20.7	3.2	10.1	28.7	24.7	4.6	6.2	1.8	100.0
60	22.5	4.2	6.9	31.0	22.9	4.7	5.7	2.1	100.0
62	23.0	4.1	1.3	34.2	24.3	3.6	7.2	2.3	100.0
64	25.7	4.0	2.0	34.0	22.5	3.6	6.2	2.0	100.0
ノルウェー									
1950	38.2	3.0	2.4	23.9	11.4	3.8	2.0	14.8	100.0(0.5)
52	35.4	2.6	3.4	24.7	11.1	3.4	1.6	17.4	100.0(0.4)
54	38.4	3.0	3.5	28.1	10.8	2.7	1.4	12.1	100.0
56	35.1	3.1	3.3	27.6	10.4	2.3	1.4	16.8	100.0
58	36.5	2.2	3.9	26.6	11.2	2.3	1.2	16.1	100.0
60	35.4	2.9	3.7	29.4	9.8	2.0	1.2	15.6	100.0
62	33.1	2.7	3.1	35.8	8.2	1.5	0.8	14.8	100.0
64	33.1	2.5	3.0	36.2	8.1	1.4	0.7	15.0	100.0
スウェーデン									
1950	27.2	3.9	2.3	33.4	25.3	4.5	0.4	1.7	100.0(1.3)
52	30.7	3.3	1.8	34.0	23.8	4.7	0.4	—	100.0(1.3)
54	28.7	3.0	2.8	38.3	22.4	4.5	0.3	—	100.0
56	37.3	1.8	2.9	36.3	19.2	2.2	0.3	—	100.0
58	36.5	1.6	3.2	36.3	20.0	2.2	0.2	—	100.0
60	36.8	1.4	3.8	36.7	19.1	2.0	0.2	—	100.0
62	37.6	1.4	3.6	36.9	18.6	1.8	0.1	—	100.0
64	38.6	1.1	4.0	37.0	18.0	1.2	0.1	—	100.0

が最も高く、フィンランドの12.1%が最も低い。18年間の上昇割合は、48年を100としてノルウェーの206が最も高く、それ以外の国々は150—160である。

前頁の資料3は項目別構成割合である。64年についてみるといずれの国においてもその大宗は老齢、身障者などの年金その他と医療および保健衛生との2項目である。老齢、身障者などの年金その他の割合は各国が最低基本年金制度を実施するとともに飛躍的に高まり、64年には34—44%に達して最も高い割合を示している。ただスウェーデンにおいてのみは医療および保健衛生の方がやや高くなっている。しかしこれも漸進的に実施を進めている被用者を中心とする所得比例年金制度が完全に実施される段階に至れば、当然に老齢、身障者の年金その他の方がより高くなるものとみてよいであろう。医療および保健衛生の割合はやや低く26—39%である。もっともフィンランドの低いのは前述のとおり国民の健康保険が確立していなかったからであり、64年に確立しても漸進的に実施を進めようとしているからであるとみてよいであろう。しかもこのことが公的扶助の割合を他の諸国に比して高めている理由であるといつてよい。

この2大項目について高いのは家庭および児童である。64年にノルウェーを除いて16—23%をしめている。もっともノルウェーのみは税額控除による児童保障がまだに残っており、この割合を加えるとほぼ他国並みになる。

ともかくも50—64年の過去15年間に社会保障費の項目別割合は、フィンランドを除いてはほぼ固定化してきたとみてよいようである。社会保障体系の不成熟のしわよせは公的扶助の割合の高さに現われるという見方に立つならば、その割合はフィンランドだけはいまだに6.2%と高く、医療および保健衛生や老齢、身障者などの年金その他を主とする各種制度の未成熟がここに現れているものとみることができよう。このような公的扶助に視点をおいた説明は、この紹介資料によってこそできるのであり、ILO資料の大項目分類では、公的扶助がこのように分離されていないので明確にすることはできない。

資料4は64年紹介資料に新たに掲げられたものである。社会保障制度のうちどの制度は現金給付が主であり、どの制度は現物給付が主であるか、またその程度は

資料4 項目別社会保障費とその現金給付の割合(1964)

項 目	デンマーク		フィンランド		ノルウェー		スウェーデン	
	社会保障費 (100万ク ローネ)	現金給付 (%)	社会保障費 (100万マ ルク)	現金給付 (%)	社会保障費 (100万ク ローネ)	現金給付 (%)	社会保障費 (100万ク ローネ)	現金給付 (%)
医療および保健衛生	2,440.1	4	551.0	5	1,725.4	13	4,720.4	23
労働災害	126.9	76	85.3	90	130.3	68	130.8	85
失業	194.0	74	43.6	42	154.6	60	485.9	54
老齢、身障者などの年金その他	3,133.7	82	731.2	88	1,889.2	93	4,606.9	92
家庭および児童	1,118.2	65	484.3	68	424.1	84	2,192.7	72
公的扶助	59.6	77	78.1	..	75.4	75	152.1	100
戦争犠牲者	21.2	100	133.2	100	40.0	95	14.1	100
税額控除による児童	—	—	42.0	100	780.0	100	—	—
合 計	7,093.7	52	2,148.7	57	5,219.0	65	12,302.9	60

注 現金給付の内容は下記のとおりである。

医療および保健衛生：日給傷病手当金

労働災害：日給傷病手当金(適用可能な場合)、年金および一時給付金

失業：日給手当金、および他の現金給付、再訓練手当

老齢、身障者などの年金その他：年金、現金扶助

家庭および児童：児童保護者に対する現金扶助、一般児童手当、児童年金、児童維持貸付金、また家庭主婦の休日現金給付および学習給付金

公的扶助：現金による社会扶助、他国におけるスウェーデン国民および亡命者に対する現金扶助

戦争犠牲者：年金および他の現金給付

どうなっているか、などがわかり、社会保障制度の制度別のあり方が示されている。現金給付の割合は、税額控除による児童保障、戦争犠牲者援護を除けば、老齢、身障者などの年金その他において最も高く、労働災害がこれについている。公的扶助、失業の割合はそれよりやや低く、家庭および児童はさらに下回っている。医療および保健衛生にいたっては現金給付すなわち傷病手当の給付の割合はスウェーデンを除いてはとるに足りない。

資料 5 社会保障費の源泉別割合

国 名	中央政府	地 方 自 治 体	雇用主負 担の保険 料および 拠出金	一般国民 負担の保 険料およ び保険税
デンマーク				
1948	54.3	29.7	2.7	13.3
50	56.7	28.3	3.4	11.6
52	53.9	30.8	3.0	12.3
54	55.0	29.8	2.9	12.3
56	61.1	25.5	2.5	10.9
58	58.1	25.0	2.3	14.6
60	59.2	23.0	3.2	14.6
62	64.1	18.6	3.3	14.0
64	63.1	18.7	3.0	15.2
フィンランド				
1948	48.5	18.8	25.1	7.6
50	49.7	18.6	24.3	7.4
52	46.9	20.4	25.8	6.9
54	51.1	19.9	23.0	6.0
56	48.8	22.3	23.5	5.4
58	48.5	23.5	20.1	7.9
60	42.6	23.5	24.4	9.5
62	39.0	20.2	33.2	7.6
64	35.2	20.5	35.8	8.5
ノルウェー				
1948	30.4	36.6	8.9	24.1
50	27.5	40.0	8.2	24.3
52	30.2	37.4	9.8	22.6
54	27.5	38.2	10.5	23.8
56	27.7	35.3	10.3	26.7
58	25.3	36.2	10.7	27.8
60	24.4	32.5	17.2	25.9
62	22.0	29.7	21.1	27.2
64	24.9	27.6	22.0	25.5
スウェーデン				
1948	61.5	24.4	3.5	10.6
50	56.5	28.3	4.8	10.4
52	56.5	29.1	4.4	10.0
54	57.4	29.5	3.4	9.7
56	48.5	27.3	7.3	16.9
58	47.4	28.4	6.4	17.8
60	43.6	28.6	6.0	21.8
62	38.1	26.6	16.6	18.7
64	37.2	24.8	21.1	16.9

資料 5 は収入についてみた源泉別割合である。雇用主負担と一般国民負担との割合は、64年についてみると、デンマークのみは一般国民負担がはるかに大きいのであるが、反対にフィンランドでは雇用主負担がはるかに大きく、スウェーデンにおいてもやや大きく、ノルウェーにおいては大差はないがやはりいささか大きくなっている。一般国民負担の割合は 48—64 年の 17 年間に概してそれほど動きはないのであるが、デンマーク、フィンランド、ノルウェーは横這いまたは微増であり、スウェーデンだけは 6% 程度の増加となっている。これに対し雇用主負担は、デンマークの微増を除いては、フィンランド 10%、ノルウェー 13%、スウェーデン 18% とかなり大幅に増加し、雇用主負担の増加傾向が顕著であることを示している。そしてそれだけ公費負担の割合は減少していつている。中央政府と地方自治体とを合せた公費負担合計についてみると、64年にデンマーク 81.8%、フィンランド 55.7%、ノルウェー 52.5%、スウェーデン 62.0% となっている。48—64 年の 17 年間にについてみると、フィンランド、スウェーデンにおいては地方自治体はほぼ横這いで中央政府が大幅に減少しており、ノルウェーでは中央政府、地方自治体ともに減少し、デンマークのみは公費負担の割合はこの 17 年間にほとんど変わらず、ただ中央政府が約 9% 増し、それだけ地方自治体の割合が減少している。ともかくもデンマークを除けば、雇用主負担の割合は年とともに大幅に増加していつていることが明らかである。

次頁の資料 6 は源泉別割合を項目別にみた上に、各項目について社会保険のみの費用を分けたものである。この表は新しいところみである。項目別に源泉別割合がわかる上に、その項目中の社会保険分の源泉別割合がわかる。社会保険の源泉別の負担割合が項目によってかなり異っており、保険における公費負担の割合のあり方、あるいはいわば保険の扶助化についての検討を行うための指標ともすることができる。

次頁の表 24 は項目別にみた社会保障費にしめる社会保険額についてである。資料 6 をみる場合、各項目における社会保険のしめる金額割合が明らかでないで、それを明らかにして各項目における社会保険の重要性の度合をみておくためである。もとより社会保険を含む項目についてのみ掲げている。ノルウェーおよびスウェーデンにおいて家庭および児童の社会保険のみの数字が若干あることになっているのは、ともに健康保険の給付内容の中に数字は小さいのであるが該当の給付があるからである。

資料 6 社会保障費の項目別にみた源泉別割合(1964)

(単位 %)

国 名 源 泉 別	医療および 保健衛生		労 働 災 害		失 業		老 齡、身 障 者 等 の 年 金 等 の 他		家 庭 お よ び 児 童			公 的 戦 争 犠 牲 者	税 額 控 除 に よ る 児 童	合 計		
	計	社会保 険 の み	計	社会保 険 の み	計	社会保 険 の み	計	社会保 険 の み	計	社会保 険 の み	一般児 童 手 当 の み			計	社会保 険 の み	
デンマーク																
中 央 政 府	56.9	20.8	14.8	6.2	23.2	3.8	65.9	64.8	83.3	—	100.0	29.0	100.0	—	63.1	51.2
地 方 自 治 体	20.0	10.2	—	—	6.7	4.7	19.4	17.7	16.1	—	—	71.1	—	—	18.7	15.0
雇 用 主	2.0	6.7	85.2	93.8	18.3	23.8	0.5	0.6	—	—	—	—	—	—	3.0	5.9
一 般 国 民	21.1	62.3	—	—	51.8	67.7	14.2	16.9	0.6	—	—	—	—	—	15.2	27.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0
フィンランド																
中 央 政 府	49.8	0.2	1.3	0.3	63.4	39.2	27.4	27.0	18.9	—	2.7	5.9	100.0	100.0	35.2	23.1
地 方 自 治 体	35.7	—	—	—	3.9	—	12.7	7.5	20.1	—	—	94.1	—	—	20.5	6.1
雇 用 主	7.1	48.6	98.7	99.7	28.8	53.6	43.7	47.8	60.4	—	97.3	—	—	—	35.8	52.4
一 般 国 民	7.4	51.2	—	—	3.9	7.2	16.2	17.7	0.6	—	—	—	—	—	8.5	18.4
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ノルウェー																
中 央 政 府	20.9	10.6	4.9	5.3	34.9	12.2	8.7	8.1	59.1	72.1	100.0	10.2	28.8	59.0	24.9	17.8
地 方 自 治 体	31.1	12.5	—	—	13.7	17.6	20.4	17.6	26.7	9.3	—	92.8	8.3	41.0	27.6	14.3
雇 用 主	16.9	27.1	92.8	92.3	25.7	35.1	34.5	36.1	5.2	6.8	—	—	25.7	—	22.0	31.3
一 般 国 民	31.1	49.8	2.3	2.4	25.7	35.1	36.4	38.2	9.0	11.8	—	—	29.9	—	25.5	36.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
スウェーデン																
中 央 政 府	27.2	19.9	9.8	3.8	79.1	40.6	32.2	32.9	67.8	30.2	100.0	12.6	100.0	—	37.2	29.8
地 方 自 治 体	42.8	—	—	—	6.6	—	13.1	9.7	23.7	—	—	87.4	—	—	24.8	7.2
雇 用 主	11.9	31.8	90.2	96.2	—	—	33.8	35.5	3.7	30.1	—	—	—	—	21.1	35.0
一 般 国 民	18.1	48.3	—	—	14.3	59.4	20.9	21.9	4.8	39.7	—	—	—	—	16.9	28.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0

表 24 項目別社会保障費の内訳 (1964)

	医療および 保健衛生		労働災害		失 業		老齢、身障者な どの年金その他		家庭および児童		
	計	社会保 険のみ	計	社会保 険のみ	計	社会保 険のみ	計	社会保 険のみ	計	社会保 険のみ	一般児童 手当のみ
デンマーク (100万クローネ)	2,440.1	756.0	126.9	115.2	194.0	142.6	3,133.7	2,639.4	1,118.2	—	621.8
フィンランド (100万マルク)	551.0	56.4	85.3	84.4	43.6	18.4	731.2	645.6	484.3	—	297.7
ノルウェー (100万クローネ)	1,725.4	1,071.4	130.3	124.1	154.6	92.1	1,889.2	1,800.5	424.1	..	230.9
スウェーデン (100万クローネ)	4,720.4	1,769.3	130.8	121.8	485.9	110.0	4,606.9	4,210.2	2,192.7	..	1,082.1

注 ノルウェー、スウェーデンの家庭および児童の社会保険のみは若干の数値があるのであるが不明。

次頁の資料7は項目別にみた基金積立金である。基金積立額が巨大な額になっていることがわかる。しかも付

記されている60年末の積立額と比較すると、さらに積立額の増加の著しいことがわかる。

資料 7 基金積立金

項 目	デンマーク (100万クローネ)	フィンランド (100万マルク)	ノルウェー (100万クローネ)	スウェーデン (100万クローネ)
医療および保健				
積立金 (1962末)	301.3	21.4	345.2	603.2
基金に払込 (1963)	14.4	1.9	3.0	29.5
積立金 (1963末)	315.7	23.3	348.2	632.7
基金に払込 (1964)	4.3	29.6	22.1	35.9
積立金 (1964末)	311.4 (268.6)	52.9 (18.1)	326.1 (259.9)	668.6 (517.2)
労働災害				
積立金 (1962末)	..	146.9	449.7	1,091.0
基金に払込 (1963)	..	18.8	18.5	58.3
積立金 (1963末)	..	165.7	468.2	1,149.3
基金に払込 (1964)	..	23.1	6.9	62.4
積立金 (1964末)	..	188.8 (114.4)	475.1 (370.9)	1,211.7 (991.2)
失業				
積立金 (1962末)	527.9	30.7	722.0	389.5
基金に払込 (1963)	32.4	13.5	17.4	32.4
積立金 (1963末)	560.3	44.2	739.4	421.9
基金に払込 (1964)	97.1	14.2	26.4	38.8
積立金 (1964末)	657.4 (486.1)	58.4 (2.8)	765.8 (657.5)	460.7 (323.1)
老齢、身障者などの年金その他				
積立金 (1962末)	—	1,321.7	1,031.8	3,980.3
基金に払込 (1963)	—	343.8	110.3	2,025.2
積立金 (1963末)	—	1,665.5	1,142.1	6,005.5
基金に払込 (1964)	—	565.5	124.8	2,628.1
積立金 (1964末)	—	2,231.0 (1,049.1)	1,266.9 (806.3)	8,633.6 (1,815.0)
家庭および児童				
積立金 (1962末)	—	—	60.3	—
基金に払込 (1963)	—	—	17.6	—
積立金 (1963末)	—	—	77.9	—
基金に払込 (1964)	—	—	14.6	—
積立金 (1964末)	—	—	92.5 (16.8)	—
戦争犠牲者				
積立金 (1962末)	—	—	15.6	—
基金に払込 (1963)	—	—	5.8	—
積立金 (1963末)	—	—	21.4	—
基金に払込 (1964)	—	—	5.1	—
積立金 (1964末)	—	—	26.5	—
合 計				
積立金 (1962末)	829.2	1,520.7	2,624.6	6,064.0
基金に払込 (1963)	46.8	378.0	172.6	2,145.4
積立金 (1963末)	876.0	1,898.7	2,797.2	8,209.4
基金に払込 (1964)	92.8	632.4	155.7	2,765.2
積立金 (1964末)	968.8 (754.7)	2,531.1 (1,184.4)	2,952.9 (2,111.4)	10,974.6 (3,646.5)

注 括弧内金額は60年末の積立金である。